

予算第18号議案

令和7年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量 | 166,782,000立方メートル |
| 一日平均給水量 | 456,937立方メートル |
| (2) 給水戸(箇所)数 | 829,259戸(箇所) |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	42,282,278千円
第1項 営業収益	37,886,673千円
第2項 営業外収益	4,152,542千円
第3項 特別利益	243,063千円

支 出

第1款 水道事業費	37,690,388千円
第1項 営業費用	36,806,162千円
第2項 営業外費用	834,733千円
第3項 特別損失	19,493千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,294,136千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	19,682,338千円
第1項	企 業 債	10,400,000千円
第2項	工 事 負 担 金	2,491,907千円
第3項	国 庫 補 助 金	213,514千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	11,148千円
第5項	一 般 会 計 繰 入 金	107,256千円
第6項	基 金 収 入	20,729千円
第7項	基 金 繰 入 金	6,128,317千円
第8項	固 定 資 産 売 却 代 金	600千円
第9項	貸 付 金 返 還 金	22,972千円
第10項	雑 収 入	285,895千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	27,976,474千円
第1項	建 設 改 良 費	25,855,484千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,682,138千円
第3項	貸 付 金	22,972千円
第4項	投 資	20,729千円
第5項	繰 出 金	295,151千円
第6項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設新設・取替・改良工事 (令和7年度)	令和7～9年度	20,100,000千円
送水トンネル更生工事 (令和7年度)	令和7～12年度	20,909,080千円
奥平野低層配水池更新工事 (令和7年度)	令和7～13年度	7,445,000千円
水道料金徴収関連業務 (令和7年度)	令和7～12年度	1,603,792千円
お客さま受付センター運営委託 (令和7年度)	令和7～10年度	486,000千円
口座振替取扱金融機関手数料等 (令和7年度)	令和7～8年度	46,938千円

水道施設維持管理業務 (令和7年度)	令和7～9年度	589,069千円
給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和7年度)	令和7～16年度	67,110千円
管路情報システムデータ入力業務 (令和7年度)	令和7～9年度	22,444千円
土地借上料 (令和7年度)	令和7～8年度	2,155千円
土地借上料 (令和7年度)	令和7～11年度	77千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	水道施設整備事業	10,400,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、54,544千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	11,365,223 ^{千円}	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備 増強工事	9,591,878	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50～800ミリメートル 延長 42.4キロメートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	1,724,798	西神戸ゴルフ場跡開発工事、団地配水施設工事等
その他施設 新設改良工事	3,173,585	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、 メーター等の固定資産購入費
合計	25,855,484	